

# UNHCR 難民認定基準「ハンドブック」国際保護に関する「ガイドライン」その他条約解釈・運用についての UNHCR の指針の位置づけについての各国判例・裁判例抜粋<sup>1</sup>

## 英国

- T対内務省長官事件判決(1996年)ではMustill貴族院(英国の最高裁に相当) 裁判官は「UNHCRハンドブックは国内及び国際法における拘束力自体は無いが、疑問点を解決するための有用な資料である」と認め、また、同判決でBerwickのLloyd裁判官はハンドブックを「(法的拘束力自体はないが) 重要な法源<sup>2</sup>」とした。
- R(Adan)対内務省長官事件判決(2000年)<sup>3</sup>の中で英国最高裁にあたる貴族院のステイン裁判官は次のように述べた。

「1951年難民条約第35条、36条、そして1967年議定書第2条のもと、UNHCRは難民条約の運用において重大な役割を果たす。これは同時に、1950年12月14日の国連総会決議428(v)という形で出されたUNHCR事務所規程の第8段落に則っており、締約国はUNHCRと協力することが義務付けられている。したがって、UNHCRハンドブックが国家に対する拘束力を持っていないにも関わらず、十分な説得力と権威を持ち、国内裁判所・審判所の判決の基礎とされているのも驚くべきことではない: Aust, Modern Treaty Law and Practice (2000), p 191」<sup>4</sup>
- 貴族院(最高裁)のハットン裁判官は(2000年)ウォルフ裁判官の控訴院での所見を以下のように引用している。

「(訳注: UNHCR) ハンドブックそれ自体が法源であるわけでは無論ないが、多くの締約国は、UNHCRがこれらの各国に代わって発行するよう求められた条約解釈の指針を受け入れており、このような状況のもとでは、当該指針は、当裁判所の判断において条約法に関するウィーン条約31条3項(b)における国際的な慣行<sup>5</sup>を示す十分な証拠となる。」<sup>6</sup>

<sup>1</sup> 強調は引用者による。

<sup>2</sup> *T. v. Secretary of State for the Home Department*, UK House of Lords, 22 May 1996, [1996] 2 All ER 865, [1996] 2 WLR 766.

<sup>3</sup> *R (Adan) v Secretary of State for the Home Department* [2000] UKHL 67, [2001] 2 AC 477.

<sup>4</sup> *R (Adan) v Secretary of State for the Home Department* [2000] UKHL 67, [2001] 2 AC 477 at 520.

<sup>5</sup> ウィーン条約法条約 第31条(解釈に関する一般的な規則)「1 条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。

(・・・) 3 文脈とともに、次のものを考慮する。(・・・) 31条3項(b) 条約の適用につき後に生じた慣行であつて、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの」

<sup>6</sup> *R (Adan) v Secretary of State for the Home Department* [2000] UKHL 67, [2001] 2 AC 477.

- Horvath 対内務省長官事件判決（2001年）でクライド裁判官はUNHCRのハンドブックには「これまで積み重ねられてきた(訳注：各国の)慣行の重み<sup>7</sup>」があるとした。
- Adimi事件（1999年）ではイギリス高等裁判所のサイモンブラウン裁判官は「庇護希望者の拘禁に関するUNHCRガイドライン」を引用するにあたり、「条約第35条1項によるとこのようなガイドラインはかなりの重要性を認められるべきである<sup>8</sup>」と、条約第35条1項と同項が締約国に課すUNHCRによる条約の適用の監督職務への協力義務に照らして述べている。
- R(Gashi)対内務省長官事件判決（1999年<sup>9</sup>）では控訴裁判所はUNHCRのポジションペーパーを「非常に権威のある指針」であると明確に認めた。
- 上記ステイン貴族院（最高裁判所）裁判官の説示(2000年)の趣旨は、近年でもビングム裁判官によって R 対 Asfaw 事件判決[2008] UKHL 31, [2008年] 2 WLR 1178 at [13]でサイモン・ブラウン裁判官（R 対 Uxbridge 治安判事裁判所 Adimi 事件 [2001] QB 667, 678.のなかでの発言）を引用するかたちで繰り返されている。

## 米国

- アメリカ最高裁は *Cardoza Fonseca* 事件判決(1987年)の中で、「ハンドブックに法的拘束力はないが、アメリカ国会が遵守すべき1967年難民の地位に関する議定書<sup>10</sup>を解釈するための重要な指針となる・・・ハンドブックは同議定書が定める義務の内容を説明するのに有用なものとして広く認知されてきた。」と強調した。<sup>11</sup>

## オランダ

- オランダでは、*Osman Egal* 対法務大臣事件判決（1998年）で、ハーグ地方裁判所が難民条約第35条1項によるUNHCRの監督的役割に基づきUNHCRのポジション・ペーパーの重要性を確認した<sup>12</sup>。

## ニュージーランド

- ニュージーランド難民不服審判所は *Refugee Appeal No. 1/92* 事件(1992年)

<sup>7</sup> *Horvath v Secretary of State for the Home Department* [2000] UKHL 37, [2001] 1 AC 489 at 515.

<sup>8</sup> *R. v. Uxbridge Magistrates' Court and Another, ex parte Adimi*, English High Court (Divisional Court), Brown LJ, 29 July 1999, [1999] ImmAR560, [1999] 4 All ER 520.

<sup>9</sup> *R (Gashi) v Secretary of State for the Home Department* [1999] Imm AR 415.

<sup>10</sup> アメリカは1967年議定書のみ締結している。

<sup>11</sup> *INS v. Cardoza-Fonseca*, 480 U.S. 421 (1987) at fn 22.

<sup>12</sup> *Osman Egal v. State Secretary for Justice*, The Hague District Court (Administrative Law Sector/Unity of Law Division for Aliens' Affairs), 27 Aug. 1998, AWB 98/3068 VRWET レフワールドにて部分英訳あり。

で、1951年難民条約第35条1項を引き合いに出したうえで、  
「UNHCR執行委員会の結論は当審査局への拘束力はないが、かなりの説  
得性を伴う権威を持つ」<sup>13</sup>としている。

---

<sup>13</sup> Re S.A., Refugee Appeal No. 1/92, New Zealand, Refugee Status Appeals Authority, 30 April 1992, available at <http://www.refugee.org.nz/rsaa/text/docs/1-92.html>.